

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 議案第53号 平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 7 議案第54号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第55号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第56号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第57号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第58号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第59号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 議案第60号 公益法人制度改革3法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 14 議案第61号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第62号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 議案第53号 平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 7 議案第54号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第55号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第56号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第57号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第58号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第59号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 議案第60号 公益法人制度改革3法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 14 議案第61号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第62号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について

会議に出席した議員

- | | | | |
|----|---------|----|--------|
| 1番 | 井川 芳 昭 | 2番 | 清原 良 典 |
| 3番 | 中島 貞 次 | 4番 | 服部 千 秋 |
| 5番 | 長谷川 原 司 | 6番 | 井村 淳 子 |
| 7番 | 中井 政 喜 | 8番 | 嶋澤 達 也 |

9番 花 畑 奈知子
11番 熊 谷 直 行
13番 村 田 興 亞
15番 橋 本 恭 子

10番 佐 野 芳 彦
12番 上 田 富 夫
14番 桜 井 公 晴
16番 北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 山 本 修 三
書 記 肥 塚 馨

書 記 木 村 和 義
書 記 西 田 美 智 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 圓 尾 哲 一
生活福祉部長 丸 尾 満
教 育 次 長 塚 原 二 良
監 査 委 員 森 川 勝

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 佐 々 木 正 人
経 済 建 設 部 長 富 岡 慎 一
財 政 課 長 香 田 大 然

議長あいさつ

議長（北川嘉明） 開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入り何かとご多忙の中、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成20年第5回太子町議会定例会（第415回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

さて、今期定例会は人事案件を初め、各会計の補正予算、条例制定など多数の重要案件をご審議いただくことになっております。議員各位におかれましては、慌ただしい年末を控え、殊のほかご多用のこととは存じますが、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘） どうも、皆さんおはようございます。

平成20年第5回太子町議会定例会（第415回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

慌ただしい師走となりましたが、議員各位

におかれましてはご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っておりますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、人事案件1件、予算案件7件、条例案件2件、定款案件1件、合わせて11件の議事につきましてご審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時00分）

議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第5回太子町議会定例会（第415回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（北川嘉明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、清原良典議員、中島貞次議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（北川嘉明） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの16日間に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（北川嘉明） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案11件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき定期監査の報告書及び地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成20年度8月分、平成20年度9月分及び平成20年度10月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には、本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

議長（北川嘉明） 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が10月9日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が10月8日及び11月12日の委員会開催分、経済建設常任委員会が10月14日及び11月11日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第5 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（北川嘉明） 日程第5、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会の委員をお願いしております西村博好氏の任期が平成21年1月25日付をもって満了となられるため、その後任として太子町松尾214番地に在住しておられる上田裕彦氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により町議会の同意を求めます。

上田氏の経歴は参考資料のとおりですが、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。

なお、任期は平成21年1月26日から24年1

月25日までの3カ年であります。よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第5号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に橋本恭子議員及び井川芳昭議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

議長（北川嘉明） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（北川嘉明） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

議長（北川嘉明） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

橋本恭子議員及び井川芳昭議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（北川嘉明） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 15票、反対 0票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

議長（北川嘉明） お諮りします。

本日の日程第6、議案第53号から日程第15、議案第62号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑はあす以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第53号 平成20年度
兵庫県太子町一般会計補正予算
（第3号）

議長（北川嘉明） 日程第6、議案第53号平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第53号平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,495万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億2,261万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金の追加と配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、使用料及び手数料、県支出金、諸収入の減額であります。

次に、歳出予算につきましては、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費の追加と総務費及び公債費の減額であります。

詳細につきましては、副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第53号平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

全体を通しまして、今年度春以降からの原油価格高騰による燃料費、光熱水費の増額補正が計上されております。

まず、18ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7電子計算機費及び項2徴税费、目1税務総務費につきましては、平成21年度実施予定の住民税の公的年金特別徴収制度に係るシステム構築を兵庫県下の市町村で共有することになりました。これに伴い、共同利用システムは市町村の負担金により運営されるため、当初電子計算機費で計上しておりましたシステムサービス利用料を減額し、税務総務費での負担計上に組み替えるものでございます。

続きまして、項4選挙費、目3町長選挙費及び20ページの目10太子町議会議員補欠選挙費につきましては、選挙費総額の確定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費及び目2老人福祉費の節28繰出金につきましては、それぞれ国保、介護の特別会計の補正によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節19負担金補助及び交付金につきましては、昭和52年完成のカタダ井堰揚水施設が著しい老朽化により修理不能と判断し、設備を更新するものでございます。改修につきましては、カタダ井堰水利組合を構成する姫路市下太田農区との案分により経費を負担するもので、そのうち川島、天満山自治会分につきましては町補助土地改良事業として認定し、補助を行うものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目2下水道事業費、節28繰出金につきましては、下水道事業及び前処理場事業特別会計の補正によるものでございます。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款4配当割交付金、項1配当割交付金、目1配当割交付金890万円の減額。

款5株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金、目1株式等譲渡所得割交付金1,480万円の減額につきましては、7月末実績が対前年度比で配当割が47.3%、株式等譲渡所得割が25.9%の収入額である旨、県より通知があったことによる補正を行うものでございます。

款9地方特例交付金、項3地方税等減収補てん臨時交付金、目1地方税等減収補てん臨時交付金222万3,000円の追加につきましては、ガソリン税等の暫定税率が1カ月にわたり失効したことによる地方財源の減収分を国が補てんするもので、額については交付決定によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

款17繰入金、項1特別会計繰入金、目2老人保健特別会計繰入金につきましては、老人保健特別会計の補正によるものでございます。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

款19諸収入、項5雑入、目1雑入、節1総務費雑入につきましては、先の町長選挙に伴う供託金収入によるものでございます。

以上で平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第7 議案第54号 平成20年度  
兵庫県太子町国民健康保険特  
別会計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第7、議案第54号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第54号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,492万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億736万8,000円とするものであります。

歳入予算については、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算については、総務費、保険給付費、保健事業費、諸支出金の追加でありま

す。

詳細につきましては、副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第54号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出は平成20年4月1日から70歳から74歳の高齢者医療についての自己負担額を2割から1割に1年間凍結している措置を、さらに1年間延長することによる費用の追加、また退職被保険者に係る医療費の増加に伴う保険給付費の追加並びに議案第61号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例でご説明をいたしますが、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合の出産育児一時金を3万円加算する補正等であります。

一方、歳入では、歳出の補正に伴い補正するもので、歳入不足をその他一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

歳出からご説明いたします。

7ページ、8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、平成20年4月1日から70歳から74歳の高齢者医療についての自己負担額を2割から1割に1年間凍結している措置を、さらに1年間延長することによる費用の補正として103万2,000円を追加いたしております。

内容としましては、高齢受給者証の発行に要する経費として高齢受給者証を郵送する際同封しますパンフレットとして消耗品費を9万円、高齢受給者証及び封筒代として印刷製本費を3万円、郵送料として8万7,000円、医療費負担凍結の延長システム委託料として82万5,000円を追加いたしております。

次に、款2保険給付費でございますが、9月定例会において議決いただいたところです

が、退職被保険者に係る4月診療分から8月診療分までの実績により、今後支出見込みをしました結果、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費を2,630万7,000円、また項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費を575万2,000円追加するものでございます。

また、項1療養諸費、目5審査支払手数料についてですが、レセプトの枚数が大きく増加しており、今後の支出見込み額を算出しました結果、49万8,000円を追加しております。レセプト枚数の増加が医療費全体を押し上げている要因でもございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金についてですが、詳細につきましては議案第61号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例でご説明いたしますが、昨今の産科医療にかかわる係争等の多発に伴い、平成21年1月1日より産科医療補償制度が創設され、これにあわせ産科医療機関等がこの補償制度へ加入することにより、実質的に負担が増加する被保険者の費用負担に対応するため、また全分娩機関の加入が望まれる産科医療補償制度への加入促進を図る観点から、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合のみ出産育児一時金を3万円加算するものでございます。平成21年1月1日からの施行であります。1月から3月の出産見込みの19件分、57万円を追加いたしております。

款8保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費については、被保険者2カ月ごとにお知らせしております医療費通知につきまして、レセプト枚数の増加などにより6万6,000円を追加いたしております。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金については、9月定例会において議決いただいたところですが、4月から10月までの届け出による社会保険への遡及加入や所得更正等の実績により今後の支出見込み額を算出しました結果、70万円を追加いたしております。

次に、歳入について説明をいたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、103万2,000円を追加しております。これは一般管理費の追加によるもので、70歳から74歳の高齢者医療についての自己負担額を2割から1割に1年間凍結している措置を、さらに1年間延長することによる費用の追加として補助率10割を計上いたしております。

款5療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金については、3,205万9,000円追加いたしております。これは退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費の追加によるものでございます。

款7県支出金、項2県補助金、目2財政調整交付金、節2特別調整交付金については、款8の保健事業の医療費通知として6万6,000円を追加いたしております。

款11繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3出産育児一時金等繰入金については、出産育児一時金を57万円追加したことにより、繰り出しの基準の3分の2相当額38万円を追加いたしております。節4財政安定化支援事業繰入金については、平成20年度普通地方交付税の交付額の確定により48万2,000円を減額いたしております。節5その他一般会計繰入金については、歳入歳出予算補正の財源調整を行うため、187万円を追加いたしております。

以上で平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長(北川嘉明) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第8 議案第55号 平成20年度
兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(北川嘉明) 日程第8、議案第55号
平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補

正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第55号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,665万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,905万1,000円とするものであります。

歳入予算については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算については、総務費、保険給付費の追加、基金積立金の減額であります。

詳細につきましては、副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第55号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1 総務費、項3 介護認定審査会費、目2 認定調査費については、平成21年度から認定調査項目が変更となり、認定システムの動作環境を整備する必要があるため、節13委託料で102万4,000円、節18備品購入費で30万円追加いたしております。

款2 保険給付費、項1 介護諸費、目1 介護サービス費については、上半期の歳出状況より下半期の必要額を推計した結果、現予算に過不足が生じられると思われるため、居宅介護サービス給付費として4,322万2,000円、居宅介

護福祉用具購入費として92万9,000円、居宅介護住宅改修費として320万1,000円、居宅介護サービス計画給付費として536万9,000円、地域密着型介護サービス給付費として2,850万4,000円を追加し、施設介護サービス給付費として2,000万円を減額、合計6,122万5,000円を追加いたしております。

款2 保険給付費、項1 介護諸費、目2 予防サービス費については、上半期の歳出状況より下半期の必要額を推計した結果、現予算が過大と思われるため、合計1,585万円を減額いたしております。

款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金費については、介護サービス費増額に伴い、1,004万7,000円を減額いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金については、介護サービス費増額に伴い、1,085万8,000円追加いたしております。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金については、介護サービス費増額に伴い、84万4,000円を追加いたしております。

目3 事務費交付金については、歳出にて揭示してあります認定システム改修委託料の内示額51万1,000円を計上いたしております。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金については、介護サービス費増額に伴い、1,406万8,000円を追加いたしております。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金については、介護サービス費増額に伴い、388万9,000円を追加しております。

8ページをお願いいたします。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金については、認定調査費増額及び介護サービス費増額に伴い、648万2,000円追加いたしております。

以上で平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算の詳細説明を終わらせていた

だきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第56号 平成20年度  
兵庫県太子町老人保健特別会  
計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第9、議案第56号  
平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補  
正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第56号平成20年度  
兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第  
2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経  
費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総  
額から歳入歳出それぞれ3,133万4,000円を減  
額し、歳入歳出予算の総額を1億6,675万  
3,000円とするものであります。

歳入予算については、諸収入の追加と支払  
基金交付金、国庫支出金、県支出金の減額で  
あります。

歳出予算については、医療諸費、繰出金の  
減額であります。

歳入予算の内容でございますが、平成20年  
度老人保健交付金変更決定により、支払基金  
交付金を減額しております。

また、歳出の医療給付費の減額に伴いまし  
て、国庫負担金、県負担金を減額しておりま  
す。

また、第三者納付金収入実績額により諸収  
入を追加いたしております。

次に、歳出予算の内容でございますが、款  
2 医療諸費、項 1 医療諸費、目 1 医療給付費  
について、今後の過誤精算分を見込みまして  
医療給付費を減額いたしております。

目 2 医療費支給費、目 3 審査支払手数料に  
つきましては、支払基金交付金、国庫支出  
金、県支出金の減額に伴います財源更正であ  
ります。

また、歳入歳出予算の財源調整のため、一  
般会計繰出金を減額しております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決い  
ただきますようお願い申し上げます、提案説明と  
させていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わ  
りました。

~~~~~

日程第10 議案第57号 平成20年
度兵庫県太子町下水道事業
特別会計補正予算（第2
号）

議長（北川嘉明） 日程第10、議案第57号
平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計
補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由
の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第57号平成20年度
兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算
（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経
費の補正及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総
額に歳入歳出それぞれ1,935万2,000円を追加
し、歳入歳出予算の総額を19億6,421万
7,000円とするものであります。

歳入予算については、分担金及び負担金、
繰入金の追加と町債の減額であります。

歳出予算については、下水道費の追加であ
ります。

また、地方債の補正については、公共下水
道事業債の限度額を変更するものでありま
す。

詳細につきましては、経済建設部長より説
明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原

案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） それでは、ただいま上程されました議案第57号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

9ページの歳出をお願いいたします。

款1下水道費、目1一般管理費、節19負担金補助及び交付金において、揖保川流域下水道維持管理負担金として脱水ケーキの系外搬出処分増により委託費の増、コークス価格の上昇によります燃料費の増によりまして1,761万4,000円の追加となっております。節23償還金利子及び割引料におきましては、漏水箇所の増によりまして、過年度分一般汚水下水道使用料還付金として58万円の追加となっております。また、節27公課費におきましては、昨年度までは消費税は還付されておりましたが、下水道工事の減少によりまして課税仕入れ額が減額しておりますので、消費税615万8,000円の追加となっております。

目2公共下水道事業費、節13委託料では、300万円の追加でございます。内容につきましては、雨水基本計画策定業務委託の検討に時間を要しまして工期を平成21年3月まで延伸したため、平成20年度当初予算に計上していましたが都市計画変更資料作成業務委託ができないことから200万円の減額となっており、都市計画道路揖保線内に下水道管布設のための実施設計委託料を既存集落部分限定で計上していましたが、将来の沿道サービス等の土地利用を考慮し、都市計画道路の全線に下水道管布設が必要と判断した結果、500万円の追加となっております。また、節15工事請負費では、都市計画道路揖保線内に下水道管布設工事を計上していましたが、揖保線道路改良工事が平成21年度に延期されたため、800万円の減額となっております。

次に、7ページの歳入をお願いいたします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金において、下水道受益者負担金の収納状況から判断いたしまして、現年度分1,000万円を追加しております。

款3繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、財政調整によりまして1,695万2,000円の追加となっております。

款6町債、目1下水道債におきましては、760万円の減額をしております。内訳としまして、起債申請額に準拠して公共下水道事業債で950万円を追加し、また特定環境保全公共下水道事業債については、都市計画道路揖保線内の下水道管布設工事費800万円分及び起債申請額の準拠分を合わせて1,710万円を減額しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第58号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第11、議案第58号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第58号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ217万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,757万6,000円とするものであります。

歳入予算については、繰入金の追加であり

ます。

歳出予算については、前処理場費の追加であります。

歳入予算の内容につきましては、歳入歳出予算の財源調整のため、一般会計繰入金を追加しております。

歳出予算の内容につきましては、下阿曾から前処理場までの皮革汚水流入管渠の修繕の追加、皮革汚水流入管渠洗浄作業等に伴う汚泥量の増加による兵庫西流域下水道汚泥処理委託事業負担金の追加であります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第59号 平成20年度
兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第12、議案第59号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第59号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、資本的支出において建設改良費を450万円追加し、資本的支出総額を5,963万円とするものであります。

目配水施設改良費で吉福水源地管理棟の屋根について、防水補修工事費を追加しております。吉福水源地管理棟は昭和57年度建築ですが、経年劣化により屋根の防水塗装がはげ落ちて雨漏りが発生しており、建物の保全、屋内の計装機器保護のため、防水補修

するものであります。

また、資本的収入、支出の不足額については、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第60号 公益法人制度  
改革3法の制定に伴う関係  
条例の整備に関する条例  
の制定について

議長（北川嘉明） 日程第13、議案第60号公益法人制度改革3法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第60号公益法人制度改革3法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の、いわゆる公益法人制度改革3法は平成20年12月1日に施行されたことに伴い、関係する条例について一部改正し、整備する条例を制定するものであります。

この整備条例によりまして、太子町議会議員政治倫理条例、太子町認可地縁団体印鑑条例、公益法人等への職員の派遣に関する条例の3条例を一部改正するものであります。

詳細につきましては、副町長より説明申し

上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第60号公益法人制度改革3法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

公益法人制度改革につきましては、これまで民法に基づき設立が規定されていた公益法人が、新制度では一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて一般社団法人、一般財団法人が設立され、そのうち希望する法人に対して公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、公益社団法人、公益財団法人が認定されることとなりました。

そして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、民法、地方自治法、公有地拡大の推進に関する法律など、301の法律が改正されたところでございます。

まず、第1条でございますが、太子町議会議員政治倫理条例の一部改正でございますが、条例中の公益法人の表記について、公益法人制度改革により、一般社団法人、一般財団法人、あるいは公益社団法人、公益財団法人に改める必要がありますが、条文の趣旨により、公益法人を公益社団法人もしくは公益財団法人に改めるものでございます。

次に、第2条は太子町認可地縁団体印鑑条例の一部改正であります。民法、地方自治法の改正により、民法から地方自治法に引用条項を改正するものでございます。

次に、第3条は公益法人等の職員の派遣に関する条例の一部改正でございますが、整備法において引用している法律名称が改正されたことにより、当該法律名称を改正するものでございます。

よろしくご審議を賜り、可決いただきます

ようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第61号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第14、議案第61号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第61号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件は、平成20年12月5日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布される予定であり、それに伴い、本条例を改正するものであります。

改正の内容としましては、出産育児一時金の額の改正であります。平成21年1月1日より産科医療補償制度が創設されますが、これにあわせ、産科医療機関がこの保険制度へ加入することにより実質的に負担が増加する被保険者の費用負担に対応するため、また全分娩期間の加入が望まれる産科医療補償制度への加入促進を図る観点から、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合のみ出産育児一時金を3万円加算するものであります。

この改正により、被保険者が分娩する医療機関との産科補償制度への加入状況に応じて出産育児一時金の額を35万円と38万円の2本立てといたします。

施行日につきましては、産科医療補償制度の創設日に合わせ、平成21年1月1日としております。

また、経過措置として、産科医療補償制度

のない平成20年12月31日までに出生された被保険者については従前のとおりとしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第62号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について

議長（北川嘉明） 日程第15、議案第62号兵庫県町土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第62号兵庫県町土地開発公社定款の変更について説明を申し上げます。

本案件は、一般社団法人及び一般財団法人

に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日に施行され、民法及び公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正されました。民法で監事について制定した部分が削除され、当該規定が公有地の拡大の推進に関する法律の中で新たに規定されたことにより、兵庫県町土地開発公社の定款を変更するため、本議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月5日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時09分）